

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書の一部改正について

1. 趣旨

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の施行に伴い、救済業務関係業務方法書について所要の規定整備を行うもの。

2. 主な改正点

- (1) 法律上、再生医療等製品の区分が導入されたことに伴い、救済給付及び拠出金に関する規定上の所要の語句整備を行う。
- (2) 法律上、救済事例を安全対策に活用する旨の規定が新設されたことに伴い、部門間の連携に関する規定の見直しを行う。
- (3) その他、所要の語句の整備を行う。

3. 施行日

薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書の一部改正

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書（平成 16 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可）の一部を、別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

この改正は、薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の施行の日から施行する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書【新旧対照表】

改正後	現 行
<p>目 次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)</p> <p>第 2 章 副作用救済給付(第 4 条～第 12 条)</p> <p>第 3 章 感染救済給付(第 13 条)</p> <p>第 4 章 保健福祉事業(第 14 条)</p> <p>第 5 章 拠出金(第 15 条～第 25 条)</p> <p>第 6 章 保険契約(第 26 条)</p> <p>第 7 章 責任準備金(第 27 条)</p> <p>第 8 章 長期借入金(第 28 条)</p> <p>第 9 章 資金の融通(第 29 条)</p> <p>第 10 章 受託事業(第 30 条)</p> <p>第 11 章 貸付事業(第 31 条～第 35 条)</p> <p>第 11 章の 2 給付金の支給等(第 35 条の 2～第 35 条の 12)</p> <p>第 12 章 業務委託基準(第 36 条)</p> <p>第 13 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項(第 37 条)</p> <p>第 14 章 雑則(第 38 条～第 40 条)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年法律第 192 号。以下「機構法」という。)第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同法附則第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1</p>	<p>目 次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)</p> <p>第 2 章 副作用救済給付(第 4 条～第 12 条)</p> <p>第 3 章 感染救済給付(第 13 条)</p> <p>第 4 章 保健福祉事業(第 14 条)</p> <p>第 5 章 拠出金(第 15 条～第 25 条)</p> <p>第 6 章 保険契約(第 26 条)</p> <p>第 7 章 責任準備金(第 27 条)</p> <p>第 8 章 長期借入金(第 28 条)</p> <p>第 9 章 資金の融通(第 29 条)</p> <p>第 10 章 受託事業(第 30 条)</p> <p>第 11 章 貸付事業(第 31 条～第 35 条)</p> <p>第 11 章の 2 給付金の支給等(第 35 条の 2～第 35 条の 12)</p> <p>第 12 章 業務委託基準(第 36 条)</p> <p>第 13 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項(第 37 条)</p> <p>第 14 章 雑則(第 38 条、第 39 条)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年法律第 192 号。以下「機構法」という。)第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同法附則第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項各</p>

項各号に規定する業務(以下「救済業務」という。)の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第2条 機構の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。

第2章 副作用救済給付

(副作用救済給付の支給)

第4条 機構は、機構法第16条の規定に基づき、副作用救済給付(同法第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。)の支給を行う。

(請求書の受理)

第5条 機構は、副作用救済給付を受けようとする者から副作用救済給付の請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理する。

(判定の申出)

第6条 機構は、機構法第16条第1項の規定による支給の決定につ

号に規定する業務(以下「救済業務」という。)の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第2条 機構の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行うものとする。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努めるものとする。

第2章 副作用救済給付

(副作用救済給付の支給)

第4条 機構は、機構法第16条の規定に基づき、副作用救済給付(同法第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。)の支給を行うものとする。

(請求書の受理)

第5条 機構は、副作用救済給付を受けようとする者から副作用救済給付の請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。

(判定の申出)

第6条 機構は、機構法第16条第1項の規定による支給の決定につ

き、副作用救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害又は死亡が、機構法第4条第10項に規定する許可医薬品等の副作用によるものであるかどうかその他医学的薬学的判定を要する事項に関し、厚生労働大臣に判定の申出(以下「判定の申出」という。)を行う。

(事実関係の調査及び資料の提出の請求等)

第7条 機構は、判定の申出に当たり、厚生労働大臣がその判定業務を迅速かつ円滑に行うことができるよう、請求内容について、事前に事実関係の調査・整理を行う。

2 機構は、機構法第24条第1項の規定に基づき、判定の申出に当たり、関係する製造販売業者や医療機関等に対して資料の提出を求める必要があると認められる場合には、当該製造販売業者や医療機関等に対し、資料の提出を求める。

3 機構は、調査報告書(請求者、製造販売業者、医療機関等に対する照会事項と回答等を含む。)及び症例経過概要表を作成し、判定の申出の際、厚生労働大臣に提出する。

4 機構は、調査の結果、厚生労働大臣が判定業務を行うに当たり参考とすることが適当と考えられる事項がある場合は、当該事項を調査報告書に明記する。

5 機構は、第1項に規定する事実関係の調査・整理及び第3項に規定する調査報告書の作成を行う場合においては、理事長が任命した各分野の専門委員から意見を聴く。

(支給の決定及び通知)

第8条 機構は、判定の申出に対する結果が厚生労働大臣から通知されたときは、その結果に基づき、請求に係る副作用救済給付を支給し又は支給しない旨の決定を行う。

2 機構は、前項の規定により副作用救済給付の支給を決定したときは、その旨、支給額その他支給する副作用救済給付の種類に応じ必要な事項を、副作用救済給付を支給しない旨の決定を行ったとき

き、副作用救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害又は死亡が、医薬品の副作用によるものであるかどうかその他医学的薬学的判定を要する事項に関し、厚生労働大臣に判定の申出(以下「判定の申出」という。)を行うものとする。

(事実関係の調査及び資料の提出の請求等)

第7条 機構は、判定の申出に当たり、厚生労働大臣がその判定業務を迅速かつ円滑に行うことができるよう、請求内容について、事前に事実関係の調査・整理を行うものとする。

2 機構は、機構法第24条第1項の規定に基づき、判定の申出に当たり、関係する製造販売業者や医療機関等に対して資料の提出を求める必要があると認められる場合には、当該製造販売業者や医療機関等に対し、資料の提出を求めるものとする。

3 機構は、調査報告書(請求者、製造販売業者、医療機関等に対する照会事項と回答等を含む。)及び症例経過概要表を作成し、速やかに、厚生労働大臣に提出するものとする。

4 機構は、調査の結果、厚生労働大臣が判定するに当たり参考とすることが適当と考えられる事項がある場合は、当該事項を調査報告書に明記するものとする。

5 機構は、第1項に規定する事実関係の調査・整理及び第3項に規定する調査報告書の作成を行う場合においては、理事長が任命した各分野の専門委員から意見を聴くものとする。

(支給の決定及び通知)

第8条 機構は、判定の申出に対する結果が厚生労働大臣から通知されたときは、その結果に基づき、請求に係る副作用救済給付を支給し又は支給しない旨の決定を行うものとする。

2 機構は、前項の規定により、副作用救済給付の支給を決定したときは、その旨、支給額その他支給する副作用救済給付の種類に応じ必要な事項を、副作用救済給付を支給しない旨の決定を行ったときは、

は、その旨及び理由を、それぞれ文書で当該副作用救済給付の請求者に通知する。また、請求者の同意があるときは、診断書を作成した医療機関に対しても、同様の通知を行う。

(機構内部における連携)

第9条 機構は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第3項に規定する副作用救済給付又は感染救済給付の請求に係る情報の整理又は調査を行うため、救済部門と安全対策部門が連携し、個人情報に係る部分を除き、副作用救済給付及び感染救済給付の請求に係る情報の共有に努める。

2 機構は、救済部門と審査等部門が連携し、承認前の医薬品・医療機器等に関する品質、有効性及び安全性に係る情報の共有に努める。

(支払の方法)

第10条 機構は、第8条第1項の規定により副作用救済給付の支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者に対する副作用救済給付の支払を、原則として、その者が申し出た金融機関の口座に払い込むことによって行う。

(副作用救済給付の中止等)

第11条 機構は、副作用救済給付を受けている者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品について賠償の責任を有する者が明らかとなった場合には、以後副作用救済給付は行わない。

2 機構は、前項の規定により副作用救済給付を行わないこととした場合には、その行った副作用救済給付の価額の限度において、賠償の責任を有する者に対して求償する。

その旨及び理由を、それぞれ文書で当該副作用救済給付の請求者に通知するものとする。また、請求者の同意があるときは、診断書を作成した医療機関に対しても、同様の通知を行うものとする。

(決定結果の安全対策部門への情報伝達)

第9条 機構は、支給又は支給しない旨の決定を行った後に、その結果について、個人情報に係る部分を除き、安全対策部門へ伝達を行うものとする。

(支払の方法)

第10条 機構は、第8条第1項の規定により副作用救済給付の支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者に対する副作用救済給付の支払を、原則として、その者の申出による金融機関の口座に払い込むことによって行うものとする。

(副作用救済給付の中止等)

第11条 機構は、副作用救済給付を受けている者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者が明らかとなった場合には、以後副作用救済給付は行わないものとする。

2 機構は、前項の規定により副作用救済給付を行わないこととした場合には、その行った副作用救済給付の価額の限度において、賠償の責任を有する者に対して求償するものとする。

(副作用救済給付台帳)

第 12 条 機構は、副作用救済給付台帳を備え、副作用救済給付を受けている者ごとに副作用救済給付の種類、額、支払期日等副作用救済給付の支払に関する事項を記載する。

第 3 章 感染救済給付

(感染救済給付の支給)

第 13 条 機構は、機構法第 20 条の規定に基づき、感染救済給付(同法第 15 条第 1 項第 2 号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。)の支給を行う。

2 第 5 条から第 12 条までの規定は感染救済給付について準用する。この場合において、「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、第 6 条中「機構法第 4 条第 10 項に規定する許可医薬品等の副作用」とあるのは「機構法第 4 条第 11 項に規定する許可生物由来製品等を介した感染等」と、第 11 条第 1 項中「許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品」とあるのは「許可生物由来製品又は感染救済給付に係る許可再生医療等製品」と読み替えるものとする。

第 4 章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第 14 条 機構は、機構法第 15 条第 1 項第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、保健福祉事業を行う。

第 5 章 拠出金

(副作用救済給付台帳)

第 12 条 機構は、副作用救済給付台帳を備え、副作用救済給付を受けている者ごとに副作用救済給付の種類、額、支払期日等副作用救済給付の支払に関する記録を記載するものとする。

第 3 章 感染救済給付

(感染救済給付の支給)

第 13 条 機構は、機構法第 20 条の規定に基づき、感染救済給付(同法第 15 条第 1 項第 2 号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。)の支給を行うものとする。

2 第 5 条から第 12 条までの規定は感染救済給付について準用する。この場合において、「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、第 6 条中「医薬品の副作用」とあるのは「生物由来製品を介した感染等」と、第 11 条第 1 項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と読み替えるものとする。

第 4 章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第 14 条 機構は、機構法第 15 条第 1 項第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、保健福祉事業を行うものとする。

第 5 章 拠出金

(副作用拠出金の徴収)

第 15 条 機構は、機構法第 19 条第 1 項の規定に基づき、許可医薬品製造販売業者等(同条第 2 項に規定する許可医薬品製造販売業者等をいう。以下同じ。)から毎年度、副作用拠出金(同条第 2 項に規定する副作用拠出金をいう。以下同じ。)を徴収する。

2 機構は、毎年度、許可医薬品製造販売業者等へ拠出金申告書等を送付する。

3 機構は、許可医薬品製造販売業者等からの拠出金申告書を受理した後に、当該申告書について審査を行う。

4 各許可医薬品製造販売業者等から徴収する副作用拠出金の額は、機構法第 19 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき算出した額とする。

5 機構は、機構法第 19 条第 3 項に規定する副作用拠出金率を定め、かつ、同条第 6 項の規定に基づき、少なくとも 5 年ごとにこれを再計算する。

6 機構は、前項の副作用拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

7 機構は、前項の認可の申請に際し、機構法第 19 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、許可医薬品製造販売業者(同条第 1 項に規定する許可医薬品製造販売業者をいう。以下この項において同じ。)の団体で許可医薬品製造販売業者の意見を代表すると認められる者及び副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者(同条第 1 項に規定する副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者をいう。以下この項において同じ。)の団体で副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者の意見を代表していると認められる者の意見を聴く。

8 機構は、第 8 条による支給決定を行った場合には、機構法第 19 条第 7 項に基づく拠出金の円滑な納付を図るため、速やかに、原因となった許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品(以下「原因許可医薬品等」という。)の製造販売をした許可医薬品製造販売業者等に、原因許可医薬品等の名称、副作用疾病名、支給決定額、医療機関名等の必要な事項(請求者の個人情報を除く。)を

(副作用拠出金の徴収)

第 15 条 機構は、機構法第 19 条第 1 項の規定に基づき、許可医薬品製造販売業者(同項に規定する許可医薬品製造販売業者をいう。以下同じ。)から毎年度、副作用拠出金(同条第 2 項に規定する副作用拠出金をいう。以下同じ。)を徴収するものとする。

2 機構は、毎年度、許可医薬品製造販売業者へ拠出金申告書等を送付するものとする。

3 機構は、許可医薬品製造販売業者からの拠出金申告書を受理した後に、当該申告書について審査を行うものとする。

4 各許可医薬品製造販売業者から徴収する副作用拠出金の額は、機構法第 19 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき算出した額とする。

5 機構は、機構法第 19 条第 3 項に規定する副作用拠出金率を定め、かつ、同条第 6 項の規定に基づき、少なくとも 5 年ごとにこれを再計算するものとする。

6 機構は、前項の副作用拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

7 機構は、前項の認可の申請に際し、機構法第 19 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、許可医薬品製造販売業者の団体で許可医薬品製造販売業者の意見を代表すると認められるものの意見を聴くものとする。

8 機構は、第 8 条による支給決定を行った場合には、機構法第 19 条第 7 項に基づく拠出金の円滑な納付を図るため、速やかに、その原因となった許可医薬品の製造販売をした許可医薬品製造販売業者に原因医薬品名、副作用疾病名、支給決定額、医療機関名等の必要な事項(請求者の個人情報を除く。)を通知する。

通知する。

- 9 機構は、機構法第 19 条第 7 項に基づき、許可医薬品製造販売業者等ごとに、前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該許可医薬品製造販売業者等が製造販売をした原因許可医薬品等によるものの現価に相当する額を算定し、これを各年度の開始後速やかに当該許可医薬品製造販売業者等に通知する。

(感染拠出金の徴収)

第 16 条 機構は、機構法第 21 条第 1 項の規定に基づき、許可生物由来製品製造販売業者等(同条第 2 項に規定する許可生物由来製品製造販売業者等をいう。以下同じ。)から毎年度、感染拠出金(同条第 2 項に規定する感染拠出金をいう。以下同じ。)を徴収する。

- 2 前条第 2 項から第 9 項までの規定は感染拠出金について準用する。この場合において、「機構法第 19 条」とあるのは「機構法第 21 条」と、第 2 項から第 4 項まで、第 8 項及び第 9 項のうち「許可医薬品製造販売業者等」とあるのは「許可生物由来製品製造販売業者等」と、第 4 項中「副作用拠出金」とあるのは「感染拠出金」と、第 5 項及び第 6 項中「副作用拠出金率」とあるのは「感染拠出金率」と、「許可医薬品製造販売業者(同条第 1 項に規定する許可医薬品製造販売業者をいう。)」とあるのは「許可生物由来製品製造販売業者(同条第 1 項に規定する許可生物由来製品製造販売業者をいう。)」と、「許可医薬品製造販売業者の意見」とあるのは「許可生物由来製品製造販売業者の意見」と、「副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者(同条第 1 項に規定する副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者をいう。)」とあるのは、「感染拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者(同条第 1 項に規定する感染拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者をいう。)」と、「副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者の意見」とあるのは「感染拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者の意見」と、第 8 項中「原因となった許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品」とあるのは「原因となった許可生物由来製品又は感染

- 9 機構は、機構法第 19 条第 7 項に基づき、許可医薬品製造販売業者ごとに、前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該許可医薬品製造販売業者が製造販売をした原因医薬品によるものの現価に相当する額を算定し、これを各年度の開始後速やかに当該許可医薬品製造販売業者に通知するものとする。

(感染拠出金の徴収)

第 16 条 機構は、機構法第 21 条第 1 項の規定に基づき、許可生物由来製品製造販売業者(同項に規定する許可生物由来製品製造販売業者をいう。以下同じ。)から毎年度、感染拠出金(同条第 2 項に規定する感染拠出金をいう。以下同じ。)を徴収するものとする。

- 2 前条第 2 項から第 9 項までの規定は感染拠出金について準用する。この場合において、第 2 項から第 4 項まで、第 7 項から第 9 項中「許可医薬品製造販売業者」とあるのは「許可生物由来製品製造販売業者」と、第 4 項中「副作用拠出金」とあるのは「感染拠出金」と、第 5 項及び第 6 項中「副作用拠出金率」とあるのは「感染拠出金率」と、第 7 項中「機構法第 19 条第 5 項」とあるのは「機構法第 21 条第 5 項」と、第 8 項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と、「副作用疾病名」とあるのは「感染等による疾病名」と、第 8 項及び第 9 項中「原因医薬品」とあるのは「原因となった生物由来製品」と、第 9 項中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と読み替えるものとする。

救済給付に係る許可再生医療等製品」と、「副作用疾病名」とあるのは「感染等による疾病名」と、第 8 項及び第 9 項中「原因許可医薬品等」とあるのは「原因許可生物由来製品等」と、第 9 項中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と読み替えるものとする。

(拠出金の収納)

第 17 条 機構は、機構法第 19 条第 2 項及び第 21 条第 2 項に規定する許可医薬品製造販売業者等及び許可生物由来製品製造販売業者等(以下「製造販売業者等」という。)から申告書に添えて前 2 条に掲げる副作用拠出金又は感染拠出金(以下この章において「拠出金」という。)の納付があったときは、当該申告書の受理及び拠出金の収納を行う。

- 2 機構は、製造販売業者等が各年度の 7 月 31 日までに当該年度の拠出金に係る申告書を提出しないとき、又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成 16 年厚生労働省令第 51 号。以下「機構法施行規則」という。)第 25 条第 2 号又は第 3 号に規定する事項の記載に誤りがあると認めるときは、拠出金の額を決定し、これを製造販売業者等に対し、納入告知書により通知する。
- 3 前項の納入告知書には、納付額、納期限及び納付場所を指定して記載する。

(拠出金の充当及び還付)

- 第 18 条** 製造販売業者等が納付した拠出金の額が前条第 2 項の規定により機構が決定した拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の拠出金その他機構法の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付する。
- 2 機構は、前項により充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知する。

(拠出金の収納)

第 17 条 機構は、機構法第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項に規定する許可医薬品製造販売業者及び許可生物由来製品製造販売業者(以下「製造販売業者」という。)から申告書に添えて前 2 条に掲げる副作用拠出金又は感染拠出金(以下「拠出金」という。)の納付があったときは、当該申告書の受理及び拠出金の収納を行うものとする。

- 2 機構は、製造販売業者が各年度の 7 月 31 日までに当該年度の拠出金に係る申告書を提出しないとき、又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成 16 年厚生労働省令第 51 号。以下「機構法施行規則」という。)第 25 条第 2 号及び第 3 号に規定する事項の記載に誤りがあると認めるときは、拠出金の額を決定し、これを製造販売業者に対し、納入告知書により通知するものとする。
- 3 前項の納入告知書には、納付額、納期限及び納付場所を指定して記載するものとする。

(拠出金の充当及び還付)

- 第 18 条** 製造販売業者が納付した拠出金の額が前条第 2 項の規定により機構が決定した拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の拠出金その他機構法の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付するものとする。
- 2 機構は、前項により充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知するものとする。

(拠出金の延納)

第 19 条 災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、製造販売業者等の申請に基づき、その者の納付すべき拠出金を延納させることができる。

(徴収金台帳)

第 20 条 機構は、徴収金台帳を備え、製造販売業者等ごとに拠出金その他機構法の規定による徴収金の額、納付期日等徴収金の収納に関する事項を記載する。ただし、第 25 条の規定に基づき業務を委託した場合の徴収金に係る記録については、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第 21 条 機構は、機構法第 15 条第 1 項第 1 号ハ及び第 2 号ハに掲げる業務を行うため必要があるときは、製造販売業者等に対し、資料の提出を求めることができる。

(督促の方法)

第 22 条 機構は、拠出金の納付義務者が納期限までに拠出金を納付しないときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 15 日を経過した日(その日が土曜日、日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日)とする。

(滞納処分)

第 23 条 機構は、前条の規定による督促を受けた納付義務者がその

(拠出金の延納)

第 19 条 災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、製造販売業者の申請に基づき、その者の納付すべき拠出金を延納させることができる。

(徴収金台帳)

第 20 条 機構は、徴収金台帳を備え、製造販売業者ごとに拠出金その他機構法の規定による徴収金の額、納付期日等徴収金の収納に関する記録を記載するものとする。ただし、第 25 条の規定に基づき業務を委託した場合の徴収金に係る記録については、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第 21 条 機構は、機構法第 15 条第 1 項第 1 号ハ及び第 2 号ハに掲げる業務を行うため必要があるときは、製造販売業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(督促の方法)

第 22 条 機構は、副作用拠出金及び感染拠出金(以下単に「拠出金」という。)の納付義務者が納期限までに拠出金を納付しないときは、納付義務者に対し、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 15 日を経過した日(その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日)とする。

(滞納処分)

第 23 条 機構は、前条の規定による督促を受けた納付義務者がその

指定の期限までにその督促に係る拠出金及び次条の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分をすることができる。

- 2 機構は、前項の処分が終了したときは、厚生労働大臣にその経過に関する報告書を提出する。
- 3 第1項の滞納処分に当たる職員は、機構法施行規則に規定する様式の証明書を提示する。

(延滞金)

第24条 機構は、第22条の規定により拠出金の納付を督促したときは、その督促に係る拠出金の額につき年14.5%の割合で、納期限の翌日から完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行う。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の納入告知書について準用する。

(収納業務の委託)

第25条 機構は、機構法第15条第1項第1号ハに掲げる業務(督促及び滞納処分を除く。)の一部を許可医薬品製造販売業者が加入している団体又は連合団体に委託することができる。

第6章 保険契約

(保険契約)

第26条 機構は、機構法第26条の規定に基づき副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を行うため必要があると認めるときは、厚

指定の期限までにその督促に係る拠出金及び次条の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分をすることができる。

- 2 機構は、前項の処分が終了したときは、厚生労働大臣にその経過に関する報告書を提出するものとする。
- 3 第1項の滞納処分に当たる職員は、機構法施行規則に規定する様式の証明書を提示するものとする。

(延滞金)

第24条 機構は、第22条の規定により拠出金の納付を督促したときは、その督促に係る拠出金の額につき年14.5%の割合で、納期限の翌日から完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。ただし、災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行うものとする。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の納入告知書について準用する。

(収納業務の委託)

第25条 機構は、機構法第15条第1項第1号ハに掲げる業務(督促及び滞納処分を除く。)の一部を許可医薬品製造販売業者が加入している団体又は連合団体に委託することができる。

第6章 保険契約

(保険契約)

第26条 機構は、機構法第26条の規定に基づき副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を行うため必要があると認めるときは、厚

生労働大臣の認可を受けて、機構を被保険者とする保険契約を締結する。

第7章 責任準備金

(責任準備金の額の計算)

第27条 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定(機構法第29条第2項に規定する副作用救済勘定をいう。)及び感染救済勘定(同項に規定する感染救済勘定をいう。)において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てる。

- 2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価(以下「給付現価」という。)として計算する。その際に用いる予定利率は年1.0%とする。
- 3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種類別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも5年ごとに基礎率の見直しを行う。

第8章 長期借入金

(長期借入金)

第28条 機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

- 2 機構は、前項の長期借入金を行った場合には、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

生労働大臣の認可を受けて、機構を被保険者とする保険契約を締結するものとする。

第7章 責任準備金

(責任準備金の額の計算)

第27条 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定(機構法第29条第2項に規定する副作用救済勘定をいう。)及び感染救済勘定(同項に規定する感染救済勘定をいう。)において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。

- 2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価(以下「給付現価」という。)として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年1.0%とする。
- 3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種類別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも5年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。

第8章 長期借入金

(長期借入金)

第28条 機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うものとする。

- 2 機構は、前項の長期借入金を行った場合には、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

第9章 資金の融通

(資金の融通)

第29条 機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、副作用救済勘定と感染救済勘定との間において資金を融通することができる。

2 機構は、前項の規定により資金の融通を行った場合には、当該資金の融通を行った日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の年度計画(通則法第31条第1項に規定する年度計画をいう。)において、当該資金の償還について定めなければならない。

第10章 受託事業

(受託事業)

第30条 機構は、機構法附則第15条第1項第1号及び第17条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業(以下「受託事業」という。)を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により受託事業を行う場合には、委託をする者から受託事業に要する費用を徴収する。

3 機構は、第1項の規定により事業を受託するときは、委託者との間に書面による業務委託契約を締結する。

第11章 貸付事業

(貸付事業)

第31条 機構は、機構法附則第15条第1項第2号の規定に基づき、健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な

第9章 資金の融通

(資金の融通)

第29条 機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、副作用救済勘定と感染救済勘定との間において資金を融通することができる。

2 機構は、前項の規定により資金の融通を行った場合には、当該資金の融通を行った日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の年度計画(通則法第31条第1項に規定する年度計画をいう。)において、当該資金の償還について定めなければならない。

第10章 受託事業

(受託事業)

第30条 機構は、機構法附則第15条第1項第1号及び第17条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業(以下「受託事業」という。)を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により受託事業を行う場合には、委託をする者から受託事業に要する費用を徴収するものとする。

3 機構は、第1項の規定により事業を受託するときは、委託者との間に書面による業務委託契約を締結するものとする。

第11章 貸付事業

(貸付事業)

第31条 機構は、法附則第15条第1項第2号の規定に基づき、健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な限度で

<p>限度で資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 機構は、前項の資金(以下「貸付金」という。)を貸し付ける業務を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第 32 条 貸付金の使途は、貸付けの相手方が支払うべき健康被害の救済のための給付金であって、機構が特に必要であると認めたものに限る。</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第 33 条 貸付金の額は、第 31 条の規定により機構が特に必要であると認めた給付金に必要な金額を限度とする。</p> <p>(金銭消費貸借契約)</p> <p>第 34 条 機構は、第 31 条の規定により資金を貸し付けるときは、借入を行う者との間に書面による金銭消費貸借契約を締結する。</p> <p>2 前項に掲げる金銭消費貸借契約の書面には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 利率</p> <p>(2) 償還期間</p> <p>(3) 据置期間</p> <p>(4) 償還方法</p> <p>(5) 担保又は保証人</p> <p>(6) 貸付けの形式</p> <p>(納付金の徴収)</p> <p>第 35 条 機構は、機構法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、貸付事業の事務の執行に要する費用に充てるため、貸付けを受けた者から</p>	<p>資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 機構は、前項の資金(以下「貸付金」という。)を貸し付ける業務を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第 32 条 貸付金の使途は、貸付けの相手方が支払うべき健康被害の救済のための給付金であって、機構が特に必要であると認めたものに限る。</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第 33 条 貸付金の額は、第 31 条の規定により機構が特に必要であると認めた給付金に必要な金額を限度とする。</p> <p>(金銭消費貸借契約)</p> <p>第 34 条 第 31 条の規定により資金を貸し付けるときは、借入を行う者との間に書面による金銭消費貸借契約を締結するものとする。</p> <p>2 前項に掲げる金銭消費貸借契約の書面には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 利率</p> <p>(2) 償還期間</p> <p>(3) 据置期間</p> <p>(4) 償還方法</p> <p>(5) 担保又は保証人</p> <p>(6) 貸付けの形式</p> <p>(納付金の徴収)</p> <p>第 35 条 機構は、機構法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、貸付事業の事務の執行に要する費用に充てるため、貸付けを受けた者から</p>
---	--

納付金を徴収する。

第 11 章の 2 給付金の支給等

(給付金の支給)

第 35 条の 2 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成 20 年法律第 2 号。以下この章において「特別措置法」という。)第 3 条第 1 項の給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を行う。

(請求書の受理)

第 35 条の 3 機構は、給付金の支給を受けようとする者から請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理する。

(給付金の額の通知)

第 35 条の 4 機構は、給付金を支給するに当たっては、請求者にその額を給付金支給通知書により通知する。

(給付金支給台帳)

第 35 条の 5 機構は、給付金支給台帳を備え、給付金の支給を受けている者ごとに支給を受けた給付金の額(特別措置法第 6 条各号に定める額をいう。)、支払期日等給付金の支給に関する事項を記載する。

納付金を徴収するものとする。

第 11 章の 2 給付金の支給等

(給付金の支給)

第 35 条の 2 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成 20 年法律第 2 号。以下この章において「特別措置法」という。)第 3 条第 1 項の給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を行うものとする。

(請求書の受理)

第 35 条の 3 機構は、給付金の支給を受けようとする者から請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。

(給付金の額の通知)

第 35 条の 4 機構は、給付金を支給するに当たっては、請求者にその額を給付金支給通知書により通知するものとする。

(給付金支給台帳)

第 35 条の 5 機構は、給付金支給台帳を備え、給付金の支給を受けている者ごとに支給を受けた給付金の額(特別措置法第 6 条各号に定める額をいう。)、支払期日等給付金の支給に関する記録を記載するものとする。

(追加給付金の支給等)

第 35 条の 6 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特別措置法第 7 条第 1 項の追加給付金(以下単に「追加給付金」という。)の支給を行う。

2 第 35 条の 3 から第 35 条の 5 までの規定は、追加給付金の支給について準用する。この場合において、「給付金」とあるのは「追加給付金」と、「給付金支給通知書」とあるのは「追加給付金支給通知書」と、「額(特別措置法第 6 条各号に定める額をいう。)」とあるのは「額(特別措置法第 10 条に定める額をいう。)」と読み替えるものとする。

(損害賠償がされた場合等の調整)

第 35 条の 7 機構は、給付金又は追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国又は製造業者等(特別措置法第 11 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)により損害のてん補がされた場合においては、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

(不正利得の徴収)

第 35 条の 8 機構は、偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(特定救済拠出金の求め)

第 35 条の 9 機構は、特別措置法第 17 条第 1 項の規定に基づき、製造業者等に拠出金(以下「特定救済拠出金」という。)の拠出を求める。

(追加給付金の支給等)

第 35 条の 6 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特別措置法第 7 条第 1 項の追加給付金(以下単に「追加給付金」という。)の支給を行うものとする。

2 第 35 条の 3 から第 35 条の 5 までの規定は、追加給付金の支給について準用する。この場合において、「給付金」とあるのは「追加給付金」と、「給付金支給通知書」とあるのは「追加給付金支給通知書」と、「額(特別措置法第 6 条各号に定める額をいう。)」とあるのは「額(特別措置法第 10 条に定める額をいう。)」と読み替えるものとする。

(損害賠償がされた場合等の調整)

第 35 条の 7 機構は、給付金又は追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国又は製造業者等(特別措置法第 11 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)により損害のてん補がされた場合においては、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

(不正利得の徴収)

第 35 条の 8 機構は、偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(特定救済拠出金の求め)

第 35 条の 9 機構は、特別措置法第 17 条第 1 項の規定に基づき、製造業者等に拠出金(以下「特定救済拠出金」という。)の拠出を求めるものとする。

(特定救済拠出金の額の通知)

第 35 条の 10 機構は、特別措置法第 17 条第 1 項の規定に基づき特定救済拠出金の拠出を求めるに当たっては、製造業者等に対し、特別措置法第 16 条の基準に基づき決定される拠出金の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知する。

(特定救済拠出金の受入れ)

第 35 条の 11 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、特別措置法第 17 条第 2 項の拠出金の受入れを行う。

(受入金台帳)

第 35 条の 12 機構は、特定救済拠出金の受入金台帳を備え、製造業者等ごとに特定救済拠出金の額、納付期日等特定救済拠出金の受入に関する事項を記載する。

第 12 章 業務委託基準

(業務委託の基準)

第 36 条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務の実施を委託することができる。

- 2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 委託の目的及び期間
 - (2) 委託の概要
 - (3) 委託に係る経費
 - (4) その他必要な事項

(特定救済拠出金の額の通知)

第 35 条の 10 機構は、特別措置法第 17 条第 1 項の規定に基づき特定救済拠出金の拠出を求めるに当たっては、製造業者等に対し、特別措置法第 16 条の基準に基づき決定される拠出金の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知するものとする。

(特定救済拠出金の受入れ)

第 35 条の 11 機構は、機構法附則第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、特別措置法第 17 条第 2 項の拠出金の受入れを行うものとする。

(受入金台帳)

第 35 条の 12 機構は、特定救済拠出金の受入金台帳を備え、製造業者等ごとに特定救済拠出金の額、納付期日等特定救済拠出金の受入に関する記録を記載するものとする。

第 12 章 業務委託基準

(業務委託の基準)

第 36 条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務の実施を委託することができる。

- 2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 委託の目的及び期間
 - (2) 委託の概要
 - (3) 委託に係る経費
 - (4) その他必要な事項

第 13 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項

(競争入札等の契約に関する基本的な事項)

第 37 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付する。ただし、契約の性質又は目的が競争によることが適当でない場合、予定価格が少額である場合その他機構が別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

第 14 章 雑則

(年次報告書)

第 38 条 機構は、通則法第 32 条第 1 項に規定する評価に資するため、毎年度、前年度の救済業務に係る実績報告書を作成する。

(情報の公表)

第 39 条 機構は、副作用救済業務、感染救済業務、受託事業及び貸付事業の運営に関し重要な事項について可能な限り公表する。

(実施に関する事項)

第 40 条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定める。

第 13 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項

(競争入札等の契約に関する基本的な事項)

第 37 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争によることが適当でない場合、予定価格が少額である場合その他機構が別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

第 14 章 雑則

(新設)

(情報の公表)

第 38 条 機構は、副作用救済業務、感染救済業務、受託事業及び貸付事業の運営に関し重要な事項について可能な限り公表するものとする。

(実施に関する事項)

第 39 条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。